

建設リサイクル法の手続は 電子申請のみになります！

建設リサイクル法の届出についてのお知らせ

令和7年4月1日から建設リサイクル法の届出および通知は、**電子申請を利用した受付のみ**となります。

届出 QRコード



通知(官公庁対象) QRコード



届出および通知

■届出（通知）日について

工事着手日の7日前までに届出が必要です。（通知は1日前まで。）

■対象範囲について

解体工事 : 床面積80㎡以上

新築・増築工事 : 床面積500㎡以上

修繕・模様替え工事 : 工事金額1億円以上（税込）

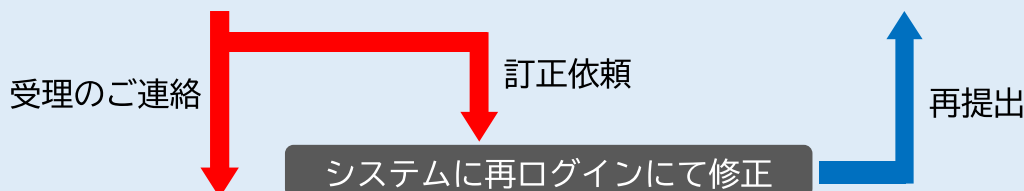
その他の工事 : 工事金額500万円以上（税込）

※**延べ床面積10,000㎡以上**の建築物は、東京都への提出になります。

工事の種目ではなく、対象となる建築物の延べ床面積でご判断ください。

電子申請の流れ

- ① 品川区電子申請サービスから『建設リサイクル法』を検索
- ② 利用者登録（個人または法人登録のみ申請可能）している方はログイン
※登録していない方は新規登録をお願いいたします。
- ③ 必要事項の入力と資料（案内図、図面、写真、工程表、委任状）を添付
※資料は全部で3MBまでしか添付できません。
- ④ 『品川区建築課 届出の受付完了（確認中）』を受信



- ⑤ 『建設リサイクル届出・通知完了のお知らせ』メールを受信したら手続き完了となります。
- ⑥ 着工までに忘れずに『建設リサイクル法届出・通知済みシール』をダウンロードし、印刷したものを**作業現場へ張り付け**してください

(問い合わせ先)

品川区都市環境部建築課監察担当 TEL : 03-5742-6771 FAX : 03-5742-6898 (令和7年4月発行)